

美浦村PRロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別記「美浦村PRロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権や使用の承認に係る権利は、美浦村(以下「村」という。)に属する。

(使用承認申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ美浦村PRロゴマーク使用許可申請書(様式第1号)(以下「使用許可申請書」という。)に必要な書類を添えて美浦村長(以下「村長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 村の機関が使用するとき。
- (2) 村が使用を依頼するとき。
- (3) 村内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第4条 村長は、前条に規定する使用許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認することができる。この場合において、村長は必要があると認める場合には、ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 村の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)もしくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合
 - (10) その他村長が別に定める要件に該当しない場合
- 2 村長は、前項の規定により使用承認したときは、美浦村PRロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）を申請者へ通知するものとし、使用を承認しないときは、美浦村PRロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 ロゴマークの使用承認期間は、2年以内とする。ただし、書籍又は映像作品等での使用については、この限りでない。

- 2 前項の期間は、更新することができる。
- 3 第3条の規定は、前項の更新について準用する。
- 4 第2項の規定により更新の承認申請を受理した場合は、第4条の規定を準用する。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、村長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第4条第1項の各号に該当しないこと。
- (3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 使用の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 原則として、承認を受けた物件には、承認番号をその商品、包装及び広告等に必ず明記すること。

（承認内容の変更等）

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ美浦村PRロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、村長の承認を受けなければならない。

- 2 第4条第1項の規定は、前項に規定する変更申請について準用する。
- 3 村長は、第1項のみに規定により承認することが適当と認めたときは、美浦村PRロゴマーク使用変更承認通知書（様式第5号）を申請者へ通知するものとし、承認することが不適当と認めたときは美浦村PRロゴマーク使用変更不

承認通知書（様式第6号）を申請者へ通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第9条 村長は、使用者が次の各号のいれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、村長はその責めを負わない。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が使用を不相当と認めたとき。

2 村長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、美浦村PRロゴマーク使用承認取消通知書（第7号様式）を使用者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 村長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

（使用の非独占性等）

第10条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与するものでなく、また商品、使用者等について村が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 村は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条 村は、ロゴマークの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第13条 村長は、ロゴマークの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項

は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。